

令和3年度 逗子市地域防災計画（風水害等対策計画編） 修正の概要

I 計画の位置づけ

逗子市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、逗子市防災会議が定める計画です。また、本計画は、市内の風水害等の災害に対する基本的な対応策を定めるもので、本市の各部署及び防災関係機関等が各種の防災活動を行うにあたっての指針となるものです。

II 総合計画との関係

本計画は、災害対策基本法、水防法及び土砂災害防止法等の関係法令、国及び県の防災関係計画等に基づくものであり、本計画に係る本市所管の施策または事業等については、逗子市総合計画に位置付けます。

III 計画の修正

地域防災計画は、恒久的な基本計画であり、毎年度検討を加え、必要があるときはこれを修正することとなっています。

今回は、平成25年度に修正した「逗子市地域防災計画 風水害等対策計画編」から法令等の改正、国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画の内容を反映して修正を行います。

また、本市が独自に実施している防災予防対策についての追加記述や令和元年の台風など、近年の風水害対策の教訓を踏まえた「避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当）令和3年5月）」の内容を踏まえて修正しました。

IV 修正のポイント

1 災害対策基本法改正

令和3年5月に改正された災害対策基本法改正の改正内容を反映しました。

○ 避難勧告と避難指示の一本化 【P76 第3部第5章】

令和3年5月20日から
ひなんしじ
避難指示で必ず避難
ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル 4

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を察知した時に発令)
4	避難指示※2	避難指示(緊急) 避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ警報の行動を自覚し、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を得てはいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

Evacuation Information (Revised)

Scan to get this information in your own language.

English	繁体中文	繁體中文	한국어	Español
Portugals	Tiếng Việt	ភាសាខ្មែរ	മലയാളം	हिन्दी
Tiếng Anh	Bahasa Indonesia	தமிழ்	മലയാളം	മലയാളം
			മലയാളം	മലയാളം

内閣府（防災担当）・消防庁

法改正

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。



<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



地域防災計画への反映

「避難指示」は必要と認める地域の必要と認める居住者に対して立ち退き避難を指示するものであるが、本市の特性から避難地域の絞り込みは困難（洪水を除く。）

- 自らの判断で主体的な避難行動がとれるように避難情報と居住者がとるべき行動を記載
- 避難情報の発令基準の見直し
- 身の安全を確保できる場合は「屋内安全確保」という避難方法の周知

○ 個別避難計画の作成努力義務化【P40 第2部第3章第3節】

災害時要配慮者に対する対策として、個別支援計画の作成及び活用について明記しました。

個別避難計画の概要

- 高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画です。
- 本市では、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針（平成25年8月）により、「逗子市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、個別避難計画を作成を推進していますが、今回、令和3年5月の法改正により、避難行動要支援者名簿のほか、新たに個別避難計画の作成が努力義務となりました。

対象者

○高齢者や障がい者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作成

○市町村が作成に努める（努力義務）ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成

※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成

※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成

記載内容

（氏名、住所のほか）○避難支援等を実施する者 ○避難先（経路） 等

個別避難計画の避難支援等関係者（※）などへの提供

（※）避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

○適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

○平時は、避難行動要支援者本人等の同意がある場合に提供し、災害時は本人の同意を要しない。

平成29年5月に改正された水防法等の改正内容を反映しました。

- 個別避難計画の作成努力義務化及び避難訓練の実施 【P40 第2部第3章第3節】 【P43 第2部第3章第6節】

- 平成29年度の水防法改正により、洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務化されました。
- 更に令和3年度の水防法等の改正により、訓練結果の報告が義務付けられ、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言や勧告ができる制度が創設されました。
- 避難確保計画には、防災体制、情報収集及び伝達、避難の誘導、避難確保を図るための施設の整備、防災教育及び訓練の実施等について定めることとしております。

- ▶ 水防法 第15条の3第2項（洪水害）
- ▶ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条の2第2項（土砂災害）
- ▶ 津波防災地域づくりに関する法律 第71条（津波災害）

浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内にあり地域防災計画に定められた※要配慮者利用施設に対し義務付け。

- ・ 避難確保計画の作成及び市町村への報告
- ・ 避難訓練の実施、報告（※訓練結果の報告についてはR3法改正）

施設管理者

要配慮者利用施設

浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に定められた施設

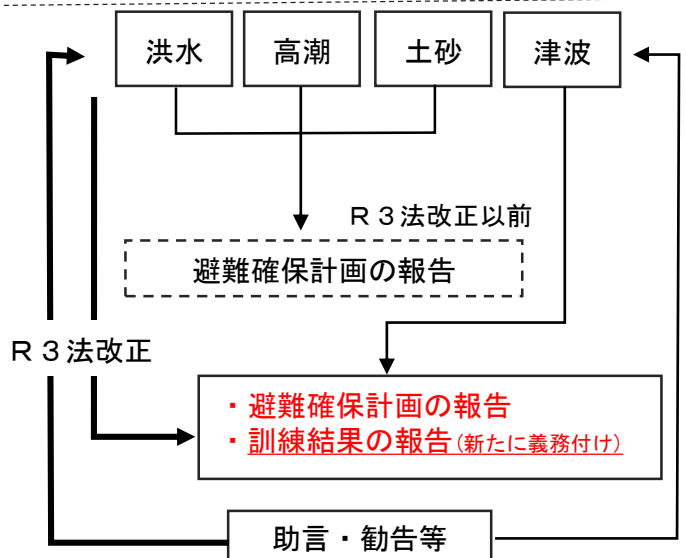
- 非常災害対策計画等の作成
- 避難訓練の実施

(火災、地震、洪水、高潮、土砂災害、津波等)

- 避難確保計画の作成
- 避難訓練の実施

自治体

指導監査時の非常災害計画の点検



3 避難情報に関するガイドラインの改訂

令和3年5月に改定された「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」の内容について、計画に反映しました。

○ 避難情報と居住者等がとるべき行動 【P35 第2第3章第1節】

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：<u>災害への心構えを高める・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</u>
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：<u>自らの避難行動を確認</u> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	災害のおそれあり	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：<u>危険な場所から高齢者等は避難・高齢者等は危険な場所から避難</u>（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	災害のおそれ高い	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：<u>危険な場所から全員避難</u> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：<u>命の危険 直ちに安全確保！</u> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

4 市の災害応急対策

令和元年の台風第15号・第19号による教訓及び国の「避難情報に関するガイドライン（R3年5月）」の改訂内容を反映し、市職員の出動体制と発令基準と災害情報の発令基準について見直しました。

○ 市職員の出動体制と発令基準の変更

【P63 第3部第3章第1節】

① 設置組織

第1次体制をA配備と台風等による警報に対応するためのB配備の2段階に区分します。
また、第3次体制（災害対策本部設置体制）で配備すべき職員の基準は「全職員」でしたが、被害の程度への柔軟な対応及び恒常業務継続の観点から、「各部長が指定した職員、状況により全職員」と修正します。

② 職員配備基準

第1次体制（警戒体制）B配備で経営企画部長、経営企画部次長、環境都市部長、環境都市担当部長の参集を追加します。

③ 配備指令発令基準

- ① 高潮警報を配備指令の発令基準に加えます。
- ② 田越川の水位及び台風情報の暴風域接近を判断基準に加えます。
- ③ 「土砂災害警戒情報」が発表され、市内に大規模な災害発生のおそれ又は発生した場合は、避難指示を予期して第3次配備体制をとります。

新たな出動体制と配備基準

設置組織	配備指令	配備指令発令基準	配備すべき職員の基準
災害 注意体制	第1次体制 A配備	○大雨・洪水・暴風・高潮・大雪・暴風雪警報のいずれかが発表 ○田越川が水防団待機水位を超えることが確実 ○台風情報で、暴風域が24時間以内に本市にかかると予想されている場合	・防災安全課職員 ・消防長があらかじめ指定した消防職員 ・環境都市部長及び環境都市部担当部長があらかじめ指定した職員
	第1次体制 B配備	○大雨・洪水・暴風・高潮・大雪・暴風雪警報のいずれかが発表され、かつ、田越川が氾濫注意水位を超えることが確実 ○台風情報で、暴風域が12時間以内に本市にかかると予想されている場合	・経営企画部長 ・経営企画部次長 ・環境都市部長及び環境都市部担当部長 ・第1次体制 A配備出動職員 ・環境都市部長及び環境都市部担当部長が指定した職員
災害 警戒本部 設置体制	第2次体制	○大雨・洪水・暴風・高潮・大雪・暴風雪警報のいずれかが発表され、かつ、市内で災害発生のおそれ又は発生 ○田越川が避難判断水位を超えることが確実	・副市長 ・各部の部長、次長 ・第1次体制B配備出動職員 ・各部長があらかじめ指定した職員
災害 対策本部 設置体制	第3次体制	○田越川が氾濫危険水位を超える事が確実で市内に大規模な災害発生のおそれ又は発生 ○土砂災害警戒情報が発表され、市内に大規模な災害発生のおそれ又は発生	・市長 ・災害警戒本部設置体制出動職員 ・各部長が指定した職員 ・状況により全職員

従来の「避難勧告」と「避難指示」の発令基準を統合し、新たに緊急安全確保の発令基準を新設しました。また、避難情報に関するガイドライン（R3.5 内閣府）に基づき、防災気象情報（危険度分布）を発令基準に含めました。

土砂災害

避難情報等	見直し後の発令基準
緊急安全確保	<ol style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報 [土砂災害] が発表された場合 土砂災害の発生が確認された場合
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報土砂災害となった場合 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害] が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害] となった場合 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

洪水

避難情報等	見直し後の発令基準
緊急安全確保	<ol style="list-style-type: none"> 堤防に 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが明確な場合 （災害発生を確認）堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 田越川の堰橋の水位が氾濫危険水位である2.7mに到達した場合 田越川の堰橋の水位が避難判断水位を越えた状態で田越川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合 1時間雨量が60mmを超え、かつ、2時間降雨予測が120mmを超える場合 堤防に 異常な漏水・侵食等が発見された場合 内水はん濫により、30cm以上の浸水が発生し、より浸水深が継続又は増加することが見込まれる場合 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、暴風を伴い接近、又は、夜間から明け方に接近・通過するなど、立退き避難が困難となることが予想される場合
高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 田越川の堰橋 水位観測所の水位が 避難判断水位（レベル3水位）である2.55mに到達した場合 田越川の堰橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.2m）を超えた状態で、田越川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合 時間雨量が50mm以上となる場合 堤防に 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線台風等が、夜間から明け方に接近通過することが予想される場合

前回修正以降の国の防災基本計画の修正内容の反映

平成26年度の前回修正以降の国の防災基本計画の修正内容について計画に反映しました。

○平成26年度の前回修正以降の国の防災基本計画の修正内容について計画に反映【各章】

修正年月	主な修正の概要（市計画への反映部分）
平成30年6月 中央防災会議	<p>◆関係法令の改正を踏まえた修正</p> <p>①被害最小化や支援強化（道路法等、水防法等、港湾法）</p> <p>③「逃げ遅れゼロ」の実現（水防法等）</p>
令和元年5月 中央防災会議	<p>◆平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正</p> <p>○「<u>自らの命は自らが守る</u>」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知</p> <p>○<u>住民の避難行動等を支援する防災情報の提供（5段階の警戒レベルでの防災情報の提供）</u></p> <p>◆その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</p>
令和2年5月 中央防災会議	<p>◆令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正</p> <p>○災害リスクととるべき行動の理解促進</p> <p>・<u>安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等の理解促進</u></p> <p>○河川・気象情報の提供の充実</p> <p>・災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかりやすく提供</p> <p>○災害廃棄物処理体制の整備</p> <p>○被災者への物資支援の充実</p> <p>・プッシュ型支援の標準的対象品目を一覧提示し、周知</p> <p>◆その他最近の施策の進展等を踏まえた修正</p> <p>○<u>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施</u></p>
令和3年5月 中央防災会議	<p>◆災害対策基本法等の一部を改正する法律等の反映</p> <p>○災害時における円滑かつ迅速な避難の確保</p> <p>・<u>避難勧告・避難指示の一本化等</u></p> <p>・<u>個別避難計画の作成</u></p> <p>個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化</p>

6

感染症対策

新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、県は令和2年6月に「避難所マニュアル策定指針」を修正し、また合わせて「避難所運営ガイドライン」を策定しました。この内容について計画に反映しました。

【P39 第2部第3章第1節】

【P50 第2部第6章第2節】 他

7

その他

- ・ 災害種別対策計画に「雪害対策」を新規に策定しました。
- ・ 本市の機構改革に伴い、課かい名を修正しました。
- ・ 全般にわたり重複等を修正し簡潔な表現に修文しました。

■ 修正箇所の細部は別紙【主な修正箇所一覧表】を参照

【主な修正箇所一覧表】

※ 修正がない場合や軽微な修正を行った章・節については、記載を割愛

編章節	章名・節名	修正概要
第1部	総則	
第2章	本市の概況	
	第2節 社会的条件	・時点修正
第3章	被害の想定	
	第1節 風水害による被害の想定	・時点修正 ・近年の災害履歴（R1年台風15号・19号）及び浸水想定 ^{の追記} ・ハザードマップの想定雨量修正（水防法改内容を反映）
	第2節 都市災害の被害の想定	・想定災害に雪害を追加
第4章	市民及び事業者の役割—計画の推進主体とその役割	
	第1節—市民の役割	削除（第3節に移動）
	第2節—事業者の役割	削除（第3節に移動）
	第3節—災害ボランティアの役割	削除（第3節に移動）
	第1節 計画の進め方（新設）	・防災力の向上に向けた取組、市民運動の展開、男女共同参画等の推進について記載
	第2節 防災関係機関の実施責任 （新設）	・災害応急活動推進にあたり、県、市、関係機関の果たすべき責任について記載
	第3節 市民等の役割（新設）	・特に「自助」「共助」の重要性と災害教訓の伝承について追記 ・事業所は屋外移動が危険な状況であるときのテレワーク、時差出勤、計画的休業などの措置を講ずるよう努めることを記載
	第4節 本市が行うべき業務の大綱	・災害教訓の伝承に関する啓発を追記
	第5節 防災関係機関等の業務の大綱	・県、指定地方行政機関の追加 ・指定公共機関業務の修正
第5章	本市及び防災関係機関等の業務大綱—	削除（第4章に統合）
	第1節—本市が行うべき業務の大綱	・削除（第4章第4節に移動）
	第2節—防災関係機関等の業務の大綱	・削除（第4章第5節に移動）
第2部	災害予防計画	
第1章	災害に強いまちづくりの推進	
	第1節 まちづくりの計画的な推進	・立地適正化計画の策定によりハード・ソフト両面からの防災対策指針の位置付について追記
	第3節 内水はん濫の予防	・順次、マンホール蓋の浮上防止及び長寿命化対策工事の実施を追記 ・処理場及び中継ポンプ場における揚水能力の強化の可能性について検討を行う事を追記 ・水防法の改正（令和3年7月）等を受け、令和7年度までに内水浸水想定区域図の作成を進めることを追記
	第4節 高潮の予防	・県が令和3年5月に指定した相模灘沿岸における高潮浸水想定区域及び高潮特別警戒水位に基づき避難対策の促進を追記
	第5節 土砂災害の防止	・急傾斜地崩落危険区域の時点修正 ・土砂災害（特別）警戒区域等の修正
第2章	防災力強化の取組み	
	第10節 災害廃棄物等の処理対策	・逗子市災害廃棄物等処理計画（令和3年3月）に基づく応急体制の確保について修正

編章節	章名・節名	修正概要
第3章 避難体制の整備		
	第1節 風水害時の避難	<ul style="list-style-type: none"> ・早期避難所について追記 ・自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことについて追記 ・「避難情報に関するガイドライン」の改正内容を反映し、避難情報等と居住者等がとるべき行動について修正 ・指定緊急避難場所・指定避難所の確保について追記 ・災害対策基本法の改正に伴う個別避難計画の作成努力義務化に関する事項について追記 ・水防法改正に伴い、社会福祉施設等の管理者の避難確保計画作成義務について記載 ・罹災証明の交付に必要な実施体制の整備について追加 ・感染症対策について追記（新型コロナウイルス感染症含む）
	第3節 災害時要配慮者に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画作成に関する事項について記載 ・要配慮者利用施設の所有者等における避難確保計画の作成や訓練の実施について記載（水防法等改正の反映）
	第4節—風水害時避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の区分変更（指定緊急避難場所）により削除
	第5節 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定について修正 ・水防法に基づく浸水想定と土砂災害防止法に基づく警戒区域を区分した記載要領に修正
	第6節 要援護者施設における避難対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設の管理者は、利用者の避難のための計画作成及び訓練の実施することについて追記 ・「要援護者施設」を「要配慮者利用施設」に変更し、その施設の範囲を追記
第5章 防災体制の強化		
	第1節 初動体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・削除した第2部第5章第2節の中の「業務継続計画の確保」を移動し追記
	第2節—防災に関する組織体制	削除（第3部第3章 職員配備計画に統合）
第6章 災害に強い人づくりの推進		
	第1節 防災知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「自らの命は自ら守る」という意識の徹底等社会全体としての防災意識の向上について追記 ・防災週間や防災関連行事等を通じて、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知すること等について追記（防災基本計画の反映）
	第2節 防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルス等、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的な実施について修正 ・避難行動要支援者にも参加してもらうなど災害を想定した実践的な訓練の実施に関する記載に修正
第7章 災害に強い地域づくりの推進		
	第1節 自主防災組織の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の変更（災害対策基本法の改正の反映）
	第3節 災害時要配慮者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自助と自主防災組織等による共助が確実に行われることの重要性について修正 ・避難行動要支援者の区分、本市等の役割、要配慮者施設等における安全確保については第2部第3章第3節に統合

編章節	章名・節名	修正概要
第3部	災害応急対策計画	
第2章	災害対応組織の設置	
	第2節 災害対策本部の組織及び運営	・災害対策本部組織及び事務分掌の変更
第3章	職員配備計画	
	第1節 職員配備計画	・災害対応組織の種類の変更 ・出動体制の種類と発令基準の変更
	第2節 防災関係機関相互の連携強化	・防災及び危機管理に関する協議会等への参画による連携強化について記載
第4章	情報の収集と伝達	
	第3節 気象警報等の受伝達	・横浜地方気象台が発表する気象情報・注意報の伝達系統について修正 ・警報等の発表基準について修正 ・令和3年6月より運用が開始された顕著な大雨に関する情報について追記 ・噴火警報等の種類と発表基準を第5部第1章火山灰対策に移動 ・警報、注意報等の伝達系統図を修正 ・防災情報に関する記載の修正
第5章	避難対策計画	
	第1節 避難対策に係る基本方針	・避難勧告と避難指示の一本化等について反映（災害対策基本法改正の反映） ・早期避難所の開設について追記
	第2節 避難情報の発令	・発令基準の変更（内閣府「避難行動ガイドライン」の反映）
	第8節 災害時要配慮者への配慮	・市の役割としてメンタルケアの実施に努めることについて追記 ・市及び施設管理者は、安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織等と協力して実施することを追記
第8章	土砂災害対策計画	
	第1節 警戒期における対策	・前兆現象の早期把握に「市民通報メールにより情報提供があった箇所」を追記 ・市が指定する避難所等に避難せず、自ら避難先を確保して避難する人に対する情報伝達について記載
第9章	被災者救護対策計画	
	第4節 生活関連物質供給対策	・所在が確認できる広域避難者等に対する物資の供給について追記
	第6節 飲料水の供給	・県企業庁との定期的な訓練の実施について追記
	第9節 保険・衛生の管理	・被災者のこころのケアを行うために、かながわDPAT等の協力を得て、必要な措置を講じることについて追記
	第10節 防疫対策	・感染症の発生に対する処置に、予防接種法（令和2年法律第75号による改正）の規定を追加
第10章	社会機能確保対策計画	
	第1節 災害廃棄物等の処理対策	・逗子市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）の内容を反映
第11章	警備・救助対策計画	
	第1節 陸上における警備・救助対策（新設）	・第1節 警備及び交通規制等に係る基本方針と第2節 県警察の応急対策を集約
	第2節 県警察の応急対策	・削除（上記、第1節に統合）
	第2節 海上における警備・救助対策	・第3部第12章から記載場所を変更

編章節	章名・節名	修正概要
第12章	海上災害対策計画	削除（第3部第11章第2節に移動）
第12章	ライフライン施設対策計画	
	第4節 都市ガス施設の応急対策	・市の役割に復旧拠点場所の確保について追記
	第5節 電話（通信） 施設の応急対策	・災害用公衆電話（特設公衆電話）の設置を追記
第4部	復旧・復興計画	
第1章	復興体制整備	
	頭書	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の実施にあたり女性の参画の促進に努めるとともに、災害時要援護者の参画の促進に努めることについて追記 ・暴力団排除活動の徹底に努めることについて記載
	第2節 人的資源の確保	・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に伴う応援職員派遣時に考慮すべき事項等について追記（防災基本計画の反映）
第5部	災害種別対策計画	・章の記載順序を県計画に合わせて変更
第1章	火山灰対策	
	第2節 災害応急対策	・噴火警報等の種類と発表基準を修正
第2章	雪害対策	
		・新規に策定
第7章	放射性物質等災害対策	
	第2節 災害応急対策	・県警察の応急対策実施事項の修正（県計画との整合）
第9章	大規模な火事災害対策	
	第1節 災害予防	・時点修正
逗子市地域防災計画（風水害等対策計画編）用語集		
		・時点修正